

## 米子市小規模多機能型居宅介護事業所の設備に関する基準

(高専賃等の入居者の数の登録定員の数に対する割合に関する基準)

- 1 指定地域密着型サービスに該当する小規模多機能型居宅介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下「小規模多機能型事業所」という。）及び次に掲げる施設（当該施設の一部又は全部について、特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を行う事業所として介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文又は第53条第1項本文の指定を受けている場合にあつては、当該指定に係る部分を除く。以下「高専賃等」という。）を同一の建物内又は同一の敷地内に併設する場合における、当該高専賃等に入居している者（以下「入居者」という。）の数の当該小規模多機能型事業所の登録定員（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第66条第1項に規定する登録定員をいう。）の数に対する割合は、2分の1を超えてはならない。ただし、当該高専賃等に入居した日前に、当該小規模多機能型事業所又は当該小規模多機能型事業所以外の小規模多機能型事業所にその利用に係る登録を受けた者は、入居者の数に含めないものとする。

- (1)高齢者円滑入居賃貸住宅
- (2)高齢者専用賃貸住宅
- (3)高齢者向け優良賃貸住宅
- (4)有料老人ホーム
- (5)軽費老人ホーム
- (6)養護老人ホーム
- (7)ケアハウス
- (8)サービス付高齢者向け住宅

(施行期日等)

- 2 この基準は、平成23年8月30日から施行し、平成24年1月1日以後に行う介護保険法第42条の2第1項本文の指定に係る小規模多機能型事業所について適用する。